日 調 連 発 第 ５ ８ 号
平成２６年５月２３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

標記について、京都府京田辺市長から、別添のとおり平成 26 年 6 月 1 日から京田辺市で実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

別添

京 市 年 第　　６ ５ 号
平成２６年（２０１４年）５月１６日

日本土地家屋調査士連合会
会長　林　千 年　様

京田辺市長　石 井 明 三

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

立夏の候　あなた様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、市民一人ひとりが生きる喜びを感じられ、綾部に住んでよかったと言っていただける、真に人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、人権擁護推進の取組や人権意識の高揚に努めています。

しかし、全国的に住民票の写しや戸籍謄抄本が不正に取得されている状況が相次いで発覚し、身元調査が行われている実態が明らかになっているところです。

つきましては、住民票の写し等の不正請求を抑止及び不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するなど基本的人権の擁護に資することを目的に、下記のとおり京田辺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施することといたしましたので、ご理解いただきますとともに貴所属の会員様にお知らせいただきますようお願いします。京都府の会長様宛には同様の文書を送付済です。

なお、住民票の写しや戸籍謄抄本などについては、個人情報保護の観点からも厳正に取り扱わなければならないものであり、市民の基本的人権の擁護の視点からも極めて重要なものであることを十分認識していただき、職務上請求書の使用につきましては厳正な取扱いをお願いいたします。

記

１　施行日　　平成２６年６月１日

２　内　容　　京田辺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

問い合わせ先
〒京都府京田辺市田辺８０番地
京田辺市役所　市民部
市民年金課　戸籍住民係
電話　0774－64－1330（内 252）

京田辺市告示第７２号

京田辺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住民票の写し等　次に掲げるものをいう。

ア　住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し

イ　戸籍法の規定による戸籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書又は磁気ディスクをもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

（２）　第三者　次に掲げる者をいう。

ア　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定により住民票の写し等（前号イに掲げるものを除く。イにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人

イ　住基法第１２条の３又は第２０条（第１項及び第２項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

ウ　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合

を含む。）の規定により住民票の写し等（前号アに掲げるものを除く。エにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人

エ　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（消除された住民票に記録されている者を含む。）

（２）　住基法の規定により本市の戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された戸籍の附票に記録され、又は記載されている者を含む。）

（３）　戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた戸籍に記録され、又は記載されている者を含む。）

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告（民法（明治２９年法律第８９号）第３０条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。）を受けた者は、対象としない。

（登録の申請等）

第４条　本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ京田辺市本人通知制度登録申請書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、本人による申請であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１）　住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

（２）　旅券

（３）　運転免許証

（４）　前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

（５）　その他本人であることを証するため市長が適当と認めるもの

３　第１項の規定による申請を代理人により行おうとするときは、当該代理

人は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１）　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記録又は記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

（２）　法定代理人以外の者　委任状

４　申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の申請を行うことができる。

（１）　疾病その他やむを得ない理由により受付窓口において申請することが困難なとき。

（２）　他の市区町村に居住しているとき。

（登録等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、京田辺市本人通知制度登録者名簿（別記様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

２　市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じるものとする。

３　登録期間は、登録者名簿に登録した日の翌日から起算して３年間とする。

４　登録者は、前項の登録期間の満了後も引き続き登録を希望するときは、当該登録期間の満了日の１か月前から満了日の前日までに再度前条の規定による申請をしなければならない。

（登録の変更等）

第６条　登録者は、登録期間中に第４条第１項の申請内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、京田辺市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（別記様式第３号）により市長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の抹消）

第７条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

（１）　第５条第３項の登録期間が満了したとき。ただし、第５条第４項の規定による申請により引き続き登録するときは、当該登録した日の前日に満了したものとする。

（２）　前条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

（３）　登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（４）　登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（５）　その他市長が登録を抹消する理由があると認めたとき。

（登録者への通知）

第８条　市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該登録者又はその法定代理人に対し、京田辺市住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書（別記様式第４号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　住基法第１２条の３第２項（住基法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の申出（住民基本台帳法施行令第１５条の２に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したとき。

（２）　戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）の規定による請求に対し交付したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

２　通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　交付年月日

（２）　交付証明書の種別

（３）　交付枚数

（４）　交付請求者の種別

（５）　その他市長が適当と認める事項

３　第１項本文の規定は、登録者が国外へ転出した場合は適用しない。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年６月１日から施行する。